解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年九月十六日長崎県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

長崎県松浦市御厨町里免五六四番地五

医療法人社団間宮医院

清算人　物部　達也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年七月一日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により、平成二十八年八月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

茨城県牛久市栄町四丁目二〇二番地

医療法人聡美会

代表清算人　手塚久美子

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

東京都中央区東日本橋三丁目一〇番四号

東京実業厚生年金基金

代表清算人　田久保隆幸

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年十月十四日付東京都知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

東京都墨田区京島二丁目九番六号

京成曳舟駅前東第三地区市街地再開発組合

代表清算人　橋本　和士

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年九月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

名古屋市中村区名駅四丁目二〇番二号

中部ゴルフ場厚生年金基金

代表清算人　川口　文夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道留萌市見晴町四丁目一〇五番地、最後の住所北海道留萌市寿町三丁目一六番地の二　被相続人　亡　花田　浩良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

北海道留萌市花園町二丁目二番一三号信和商事ビル二階四号室オロロンひまわり基金

法律事務所

相続財産管理人　弁護士　成田　騎信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市茶屋町二一二番地、最後の住所青森市奥野二丁目一四番二二号　第二ヨゼフハウス　被相続人　亡　小林　辰雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

青森市長島二丁目一番二号　新藤ビル四階一号　天野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　天野　高志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県釜石市大字平田第五地割二四番地、最後の住所岩手県釜石市大字平田第六地割一番地九　県営平田アパート一一一号　被相続人　亡　久保　悦朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

事務所岩手県遠野市東穀町八番一三号

遠野ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大沼　宗範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県滝沢市鵜飼狐洞一番地一四三、最後の住所岩手県滝沢市鵜飼笹森五番地二九　被相続人　亡　八巻　尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

岩手県盛岡市愛宕町一二番一九号

相続財産管理人　弁護士　高橋　耕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市八幡町一丁目一番地一、最後の住所宮城県石巻市八幡町一丁目七番二六号　被相続人　亡　安田　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

宮城県東松島市矢本字大溜六五番地三　三階　齋藤智法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県高市郡高取町大字下子島四五七番地、最後の住所茨城県石岡市国府六丁目二番四号　被相続人　亡　杉村　伍一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月二十六日

茨城県つくば市東新井二番地一ＫＭＳＳⅡ四〇二号室井出法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井出　晃哉

第４期決算公告

平成28年10月26日

山形県東置賜郡高畠町糠野目2700番地1

株式会社ＶｉｎＥｘ高畠

代表取締役　村上　健

貸借対照表の要旨

（平成28年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	124
	固定資産	2
	合計	126
負債及び純資産の部	流動負債	90
	固定負債	1
	株主資本金	35
	資本剰余金	10
	利益剰余金	25
	その他利益剰余金	25
	（うち当期純利益）	(27)
	合計	126

第69期決算公告　平成28年10月26日

山形県東置賜郡高畠町糠野目2700番地1

高畠ワイン株式会社

代表取締役　村上　健

貸借対照表の要旨（平成28年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	591
	固定資産	203
	合計	794
負債及び純資産の部	流動負債	64
	固定負債	60
	株主資本金	671
	資本剰余金	30
	利益剰余金	641
	利益準備金	73
	その他利益剰余金	568
	（うち当期純利益）	(28)
	評価・換算差額等	△1
	合計	794

第16期決算公告　平成28年10月26日

東京都中央区日本橋一丁目４番１号

日本橋一丁目三井ビルディング14Ｆ

バイオジェン・ジャパン株式会社

代表取締役　スティーブ・ケンジ・スギノ

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	10,574,112
	固定資産	974,927
	合計	11,549,039
負債及び純資産の部	流動負債	10,503,077
	（賞与引当金）	(240,169)
	固定負債	22,982
	株主資本	1,022,979
	資本金	150,000
	利益剰余金	872,979
	その他利益剰余金	872,979
	（うち当期純利益）	(312,127)
	合計	11,549,039